

2025年度 2027年国際園芸博覧会公式 SNS 運用・支援業務委託
業務説明資料

1 総則

(1) 適用範囲

本仕様書は「2025年度 2027年国際園芸博覧会公式 SNS 運用・支援業務委託」(以下「本業務」という。)に適用する。

(2) 件名

2025年度 2027年国際園芸博覧会 公式 SNS 運用・支援業務委託

(3) 履行期間

契約締結日から2026年3月31日(火)

(4) 履行場所

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会他

(5) 費用分担

本業務を遂行するにあたって必要となる一切の費用は、本業務説明資料において協会が負担することとしたものを除き、受託者が負担する。

2 業務の背景・目的

協会では、2015年6月に米軍から返還された旧上瀬谷通信施設において、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に、2027年国際園芸博覧会(以下「本博覧会」という。)の開催に向けた取組を進めている。

本業務では、公式 Instagram を中心とする本博覧会の各種公式 SNS アカウントの運用・支援を行うことで、本博覧会のブランドイメージや認知度の向上、市民参加促進を図るとともに、2027年に向けて多数のフォロワーを獲得することで、本博覧会の仲間づくりやチケット販売に貢献することを目的とする。

○本業務の対象となる2027年国際園芸博覧会公式 SNS アカウント

【Instagram】

<https://www.instagram.com/expo2027japan/>

【X】

https://twitter.com/expo2027_japan

【Facebook】

<https://www.facebook.com/profile.php?id=61551860066434>

○参考：協会ホームページ

<https://expo2027yokohama.or.jp/>

○参考：2027年国際園芸博覧会基本計画

<https://expo2027yokohama.or.jp/about/plan/>

3 業務内容

本業務は、公式 Instagram に注力して各種 SNS アカウントの運用を行うものである。公式 X や公式 Facebook への投稿については、Instagram へ投稿した内容と同様のもの

を随時投稿するほか、協会から提供される情報や写真を元に投稿を作成するものとし、以下（１）～（５）は特段の記載がない限り、公式 Instagram に限った運用を行うものとする。

（１） 投稿

ア フィード投稿

（ア） 季節の花・花のある風景に関する投稿

投稿頻度：月 8 本程度

ユーザーの視覚に訴えるようなビジュアルを意識した写真を使用した投稿を行う。実際に撮影に赴くほか、Adobe Stock 等の写真買取りサービスを使用してもよいが、その場合生成 AI は用いないこと。

その他、公式 Instagram のフォロワーをはじめとする第三者の Instagram ユーザーが投稿した写真を使用許諾を得て使用する手法を用いても差支えない。その場合の想定フローは以下のとおり。

<想定フロー>

- ・ユーザーからフィード投稿やストーリーズ投稿を用いて、「withGREENEXPO」を付した投稿を随時募集する。
- ・本ハッシュタグを付した写真・動画投稿の中から、厳選した写真・動画の候補作品を選定したうえで協会へ提案し、協議のうえ決定する。
- ・候補作品を決定後、ダイレクトメッセージ機能等において、投稿者から使用許諾に係る合意を得て、写真・動画のデータ提供を受けること。
- ・提供された写真・動画を投稿する際には、投稿文等において提供者のユーザー名を明記すること。

（イ） 市民参加に関する投稿

投稿頻度：月 2 本程度

横浜市内や神奈川県内、東京都内等でグリーンムーブメントや市民参加に取り組む NPO をはじめとする団体や個人を対象とした取材を行う。

取材にあたっては、日ごろの活動内容や団体設立趣旨や経緯、本博覧会へ期待すること等も併せてヒアリングし、その内容を取材当日撮影した写真とともに取材記事として投稿する。

取材対象者は受託者が提案をし、必要に応じて協会からも提供・依頼を行う。

取材依頼をはじめとする取材対象者との一切の調整は、受託者が行うこと。なお、取材対象者への謝礼は原則無償とする。

なお、写真ではなく、リール動画の方が魅力的な場合には「リール動画投稿」の投稿回数を用いて投稿を行っても差支えない。

（ウ） 出展・協賛企業・団体に関する投稿

投稿頻度：月 1 本程度

本博覧会に出展・協賛する企業・団体に取材を行い、本博覧会に向けた取組や関連する SDGs や ESG に関する取組を紹介する。取材先企業・団体の選定や取材依頼に関する導入部分の調整は協会が行い、取材に向けた具体の調整は受託者が行うこと。なお、取材先企業・団体への謝礼は原則無償とする。

（エ） チケット販売に向けた企画・投稿

投稿頻度：2025 年度下半期から月 2 本程度

本博覧会への来場意欲を促進し、チケット販売に繋がる投稿を企画のうえ、実

施する。投稿に関しては、本博覧会のパース図等を使用しても差し支えない。

(オ) 本博覧会の進捗に関する投稿

投稿頻度：月2本程度

協会から提供される写真・素材やイベントの企画概要等に基づき、本博覧会開催に向けた機運醸成イベントや検討状況等の進捗を伝える投稿を行うこと。提供される写真については、SNSに適するものにするために写真の彩度・明度の調整やトリミング等の加工を必要に応じて実施する。

イ リール動画投稿

投稿頻度：月2本程度

協会が指定するイベントや受託者の提案に基づいたリール動画の撮影を行う。

撮影場所は横浜市内のほか、神奈川県内や東京都内を中心とする。

首都圏外への撮影等、高額な交通費や宿泊費が発生する際には、協会と協議のうえ投稿頻度を減して対応する。

動画の長さは1分程度を目安とする。

ウ ストーリーズ投稿

投稿頻度：週2～3本程度

ストーリーズで投稿する内容は、フィード投稿やリール動画から準用し、撮影を行わずとも、過去の素材を複数回使用しても差し支えない。

ストーリーズによる投稿は、テーマ等で分けしアーカイブ機能にて保存すること。

(2) ユーザー連携企画

公式 Instagram で現在使用・普及を進めている「withGREENEXPO」を活用し、フォロワー数の増加や、ハッシュタグを用いた投稿数の増が期待されるユーザー連携企画を提案すること。

(3) インフルエンサー活用

投稿頻度：履行期間中6本（3人分×2本の動画）

インフルエンサーを活用したリール動画を撮影・投稿する。

プロポーザルにあたっては、受託者として起用可能な実現性の高いインフルエンサーを提案すること。

出演費用や衣装・メイク費・交通費等の一切の費用は受託者の負担とする。

1名につき2本の動画を投稿するが、編集を工夫するなどして撮影回数は1名につき1回でよいものとする。

(4) 広告活用

多数のフォロワーを獲得するために必要となる Instagram 広告を企画し、どういった広告をどのタイミングでどれだけの委託費を注ぎ、実施するべきか、またそれによりどれだけのフォロワー数等の効果が期待できるのか、専門的知見やノウハウに基づき、KPIを含めた具体的・現実的な提案を行ったうえで実施すること。

(5) 報告書作成・定例会の実施

業務開始後、公式 Instagram の運用が軌道に乗り出す1～2か月程度の間は、週次で

定例会を実施する。

また、平行して以下の項目について、月次で **Microsoft PowerPoint** において報告書を作成のうえ、協会事務所において定例会を実施して報告を行うこと。ただし、両者の合意のもと、**Microsoft Teams** を用いたオンラインでの開催に替えることができるものとする。また、年度末には、年次報告書を提出したうえで、本業務の総括と実施成果について振り返りの打合せを行うものとする。

なお、月次報告書は **Instagram** のみならず、**X, Facebook** も併せて分析し、協会職員による運用へのアドバイスをを行うこと。**X** のアナリティクス機能を十分に活用するため、**X** においては、サブスクリプションサービス「**X プレミアム**」における「**プレミアム**」区分に履行期間の末月まで加入し、その利用料を協会に代わり支払うこと。利用料は受託者の負担とする。

<月次定例会での報告事項>

- ・本業務において当月実施した投稿とその反響
- ・フォロワー数推移、フォロワー数属性
- ・月間リーチ数の推移、「いいね！」数やコメント数の推移
- ・コメントの主な内容と傾向
- ・広告効果、広告費の内訳
- ・翌月の投稿予定
- ・当月の分析を踏まえた翌月の改善点
- ・その他必要と思われる内容

4 留意事項

・業務の履行にあたっては毎月、翌月分の投稿スケジュールを作成しながら計画的に業務を実施すること。

・撮影に係る機材費や人件費、会場使用料等一切の費用は受託者が負担すること。

・納品物は、**Instagram** のみならず **X, Facebook** のほか、協会公式 **WEB** サイトや各種広報物、会議資料や第三者が設置するデジタルサイネージや第三者の発行する広報媒体への出稿でも活用ができるよう、以下の点に留意すること。

(1) 写真・動画撮影に際しては、予め「取材同意書」や「撮影許可証」、「肖像権同意書」等の書面にて被取材者や撮影地の同意を得たうえで撮影を行うこと。

(2) **Instagram** ユーザー等の第三者からの提供を受ける際には上記用途を想定とした使用許諾を得ること

(3) **Adobe Stock** 等の素材買取りサービスを用いる際には、上記用途を満たすことができるサービス・プランに加入すること。

・目を惹きつける投稿にするための色彩調整や、動画の場合の **BGM**、テロップ、ナレーション等に係る使用料や編集費も含めるものとする。

・受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。以下同じ。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。

・本業務は、企画、撮影、運用、広告と業務内容が多岐にわたるため、履行期間を通じて安定的に運用できる体制を構築すること。

・セキュリティ面に関しては、以下（１）～（３）の管理体制を徹底し、アカウントの乗っ取り、情報漏洩、炎上等の事故が発生した場合は、至急協会に報告したうえで、適切な対応策を講じること。

- （１） 24 時間 365 日職員を常駐させ監視を行う必要はないものの、事故発生時には夜間・休日であっても迅速に対応できる体制を構築すること。
- （２） ログインパスワードを知り得る職員やログイン端末は必要最小限とし、氏名と端末を記した名簿を協会へ提出すること。人数や端末を追加する際には、名簿は都度修正のうえ随時再提出すること。また、再委託先や協力会社等にパスワードを提供する際には協会の了解を得ること。
- （３） 各種セキュリティインシデントに対しては、技術的・物理的・人的な対策を講じること。
- （４） 本業務において知り得た個人情報や機密情報は、履行期間終了後速やかにデータを完全に削除し、復旧困難な状態にすること。

5 成果品

- （１） 本業務で撮影した写真・動画のデータや広告クリエイティブ等のデータ一式
クラウドサービス等を活用し、随時納品の他、履行期間終了時に HDD 等に格納し納品
- （２） 月次報告書一式及び年次報告書
A4 判・ドッジファイル製本 2 部
- （３） 月次報告書一式及び年次報告書
電子データ（HDD 等に格納）
（Microsoft Office 等により編集可能なデータも併せて格納すること）
- （４） 「取材同意書」、「撮影許可証」や「肖像権同意書」
電子データ及び原本
- （５） その他、業務履行過程の資料で協会が必要と認めるもの。

6 その他

- （１） 各業務は、本博覧会の検討状況の内容等を踏まえながら、効果的に行う。また、各業務間での連携・連動を図り効果的に業務を進める。
- （２） 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、協会と協議の上、業務実施計画を策定し、業務を実施する組織体制と併せて提出すること。
- （３） 受託者は、常に協会と密接に連携を図り、協会の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努めなければならない。
- （４） 受託者は、委託期間中、業務内容全般を把握している現場責任者 1 名以上と業務従事者 1 名以上を置き、協会と連絡調整を行う。なお、業務打合せには、原則としてこの 2 名は出席すること。
- （５） 受託者は、本業務の実施にあたり、他の業務等と関連する内容については、他の業務の受託者等と連携して行うこと。
- （６） 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、協会に発生原因及び経過等を速やかに報告し、協会の指示に従うものとする。
- （７） 受託者が協会の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、

- 受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償すること。
- (8) 業務説明資料に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ協会と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。
- (9) 受託者は、「持続可能性に関する特記事項」に基づき、「持続可能性に配慮した調達コード」を遵守することとします。
- https://expo2027yokohama.or.jp/news/news_20240118/
- (10) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第 12 条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。
- (11) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (12) 協会における政策の転換等やむを得ない事由により予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合がある。

以 上